

鳥取県告示第654号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

その計画書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

鳥取県家畜排せつ物利用促進計画（平成12年鳥取県告示第531号）は、廃止する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治